

令和4年 第19回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招 集 年 月 日	令和4年1月20日								
招 集 の 場 所	厚沢部町町役場2階 第1会議室								
会 議 の 日 時	開 会	令和4年1月24日 午後 1時30分							
	閉 会	令和4年1月24日 午後 2時30分							
出 席 者 の 数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名								
出 席 委 員	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名			
	1番 会長	外 崎 明	7番 委員	奈 良 和 人	13番 委員	佐 藤 貴 彦			
	2番 委員	小野寺 孔	8番 委員	木 口 幸 弘	14番 委員	下川部 和 宏			
	3番 委員	西 口 智 章	9番 委員	佐 藤 龍 也					
	4番 委員	佐 藤 美登子	10番 委員	由 利 昭 人					
	5番 委員	木 村 卓 也	11番 委員	齋 藤 和 博					
	6番 委員	前 田 秀 幸	12番 委員	吉 田 藍					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会 議 録 署名委員	農委会長 7番 _____ 13番 _____ _____								

事務局長	それではこれより、第 19 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	みなさん、総会出席ご苦労様です。今年も 1 年間、どうぞよろしくお願いいたします。コロナウイルス感染症がここまで爆発的な流行を見せるとは思っておりませんでした。このため、いろいろな研修関係もすべて中止となってしまっています。 今年は寒い冬が続いていますが、北海道もまん延防止の発出を要請しているところです。檜山でも少ないながら、感染者が出ている状況で、いつ頃終息するのかと心配しているところです。 それでは総会に入りたいと思います。 日程第 1、出席者の報告。14 名全員出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、7 番奈良和人委員、13 番佐藤貴彦委員、お願いします。 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号、下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 貸主は川崎市〇〇の〇〇〇〇さん、借主は中館〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか 8 筆、地目は公簿現況ともに記載のとおり、合計面積は 77,434 m²、平成 24 年 7 月 27 日から令和 3 年 7 月 26 日までの 10 年間の契約期間です。借主の〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴い、農地利用集積計画の契約者を変更するものです。議案第 4 号にて本解約に伴う新たな賃貸借契約を付議しています。 2 番 貸主は富里〇〇の〇〇〇〇さん、借主は富里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富里〇〇ほか 1 筆、地目は公簿現況ともに記載のとおり、合計面積は 32,000 m²、平成 28 年 4 月 14 日から令和 8 年 4 月 13 日までの 10 年間の契約期間です。離農に伴い、農地法第 3 条による世帯内貸借を解約し、新たに〇〇〇〇さんと農地利用集積計画による賃貸借契約を行うものです。議案第 4 号にて本解約に伴う新たな賃貸借契約を付議しています。
会長	事務局説明が終わりました。質問等はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ承認します。
事務局	続いて議案第 1 号、現況証明書の交付について、9 番の佐藤龍也委員に関係する議案がありますので、退席を求めます。 （佐藤龍也委員退席） 事務局の説明をお願いします 議案第 1 号 下記のとおり現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 1 番 土地の所在は新栄〇〇、地目は田、面積は 2,832 m²です。転作田として利用してきましたが、土地の条件が悪く、トラクターも入れない状態となっていることから、平成 30 年頃以降、農地として利用できなくなっています。出願理由は土地地目変更登記のため、調査員は記載の 3 名です。所有者・申請者ともに新栄〇〇の〇〇〇〇さんです。

会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
吉田委員	12 番。利用条件が悪く、地盤が悪い状況です。常に水がたまった状態でトラクターも入っていけない状態となっています。そのような条件のため非農地にしたいとのことで現況証明願いが出されたところです。転作田として今後利用していくことは難しいと判断しました。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見はありますか。
前田委員	現況証明で地目変更する場合、役所で現地の確認などは行われるのでしょうか。
会長	法務局が現地確認を行います。法務局が現地確認をするので、農業委員会はいい加減なことはできません。
会長	ほかに質問や意見はありますか。
委員	ありません。
会長	なければ、承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは、申請どおり非農地として証明したいと思います。
事務局	続いて議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、下記のとおり、利用権設定のため農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。
	1 番 譲受人は館町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は中館〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか 18 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 83,732 m ² 、貸借期間は 10 年間です。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断します。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
西口委員	3 番。先ほどの 18 条解約の土地にかかる賃貸契約です。経営移譲のため、〇〇〇〇さんが賃貸していた農地を〇〇〇〇さん名義の賃貸に付け替えるものです。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見はありますか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可したいと思います。
会長	続いて議案第 3 号、農用地利用集積計画（所有権移転）について、事務局説明をお願い

	いします。
事務局	議案第3号、下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は当路172番2ほか1筆、地目は公募・現況ともに記載のとおり、合計面積は2,186㎡、対価は10aあたり36,000円です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 2番 譲受人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄〇〇、地目は公募・現況ともに田、面積は9,234㎡、対価は10aあたり240,000円です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
斉藤委員	11番。〇〇〇〇さんが土地を処分したいということで、これまで使用していた〇〇〇〇さんに受けていただくこととなりました。価格が安い、面積が小さく、条件の悪い土地のため、双方合意の上、このような契約となりました。
前田委員	6番。値段が少し高く、交渉の中で値段が上がってしまったようです。〇〇〇〇さんも値段でもめることは避けたいと考え、この値段で合意することとしたということです。
会長	補足説明が終わりました。何か質問や意見はありますか。
会長	2番の案件は、もともとの値段からどのくらい値上がりしましたか。
前田委員	当初は19万くらいで話をしていたようですが、今回改めて話を持っていったときに折り合いがつかなかったと聞きました。ハウスも建てているので返すこともできず、引き伸ばしてもよいことはない判断したようです。本人同士が同意しているので、介入するようなものではないと判断しました。
会長	新規就農者にはかわいそうな値段と思うが、相互に納得した値段ということです。 他に質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可したいと思います。 続いて、議案第4号 農用地利用集積計画（賃貸借）について、2番と3番に佐藤龍也委員に関係する議案がありますので退席を求めます。 （佐藤委員退席） 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号、下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。

	2番 譲受人は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇、地目は公募・現況ともに畑、面積は7,264㎡、対価は10aあたり5,000円です。新規の案件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 3番 譲受人は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄〇〇の〇〇〇〇さんほか1名、土地の所在は新栄58番1ほか4筆、地目は公募・現況ともに田、合計面積は19,800㎡、対価は10aあたり13,000円です。更新の案件です。
会長	事務局説明が終わりました。2番の案件について補足説明をお願いします。
奈良委員	7番。場所は西鶉と言ったほうがわかりやすいと思います。以前は〇〇〇〇が賃貸していましたが、今回これを戻すことになり、〇〇〇〇さんに貸したいということになりました。
会長	補足説明が終わりました。何か質問意見はありますか。
委員	ありません。
会長	なければ申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可したいと思います。 (佐藤委員着席) 残りの議案説明をお願いします。
事務局	1番 譲受人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富里〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は富里〇〇外1筆、地目は公募・現況ともに記載のとおり、合計面積は32,000㎡、対価は10aあたり15,000円です。報告第1号で合意解約を行った農地にかかる新規の案件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 4番 譲受人は鶉町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は七飯町〇〇の〇〇〇〇さんほか2名、土地の所在は鶉町〇〇、地目は公募は畑、現況は田、面積は17,989㎡、対価は10aあたり18,000円です。更新の案件です。 5番 譲受人は館町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川崎市〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか8筆、地目は公募・現況ともに記載のとおり、合計面積は77,434㎡、対価は10aあたり3,200円です。経営移譲にともない報告第1号で解約した〇〇〇〇さんとの契約を、同じ条件で後継者の〇〇〇〇さんに更新する案件です。
会長	事務局説明が終わりました。1番の案件について補足説明をお願いします。
木村委員	5番。〇〇〇〇さんの離農に伴い、以前から借り手を探していた土地の案件ですが、このたび話がまとまりました。
会長	補足説明が終わりました。何か質問意見はありますか。
委員	ありません。
会長	なければ申請どおり許可してよろしいですか。

委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可したいと思います。
事務局	予定の議案は終わりました。事務局から何かありますか。 研修視察について、熊本県農業会議や農協観光と調整してきましたが、コロナウィルス感染症が急拡大していることから、本年度の実施は見送り、来年度に延期することとしました。その旨、町長や財政課長にも説明し、新年度予算で再度計上できるよう準備しております。二転、三転しまして誠に申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。 次回2月農業委員会総会の日程についてお諮りします。 事務局として、第1希望を2月24日（木）、第2希望を2月22日（火）としたいと考えております。よろしくお願いいたします。
会長	24日でよいと思うが、どうでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは2月24日を進めたいと思います。 他になければ第19回農業委員会総会を閉会します。 ～了～